



# ほっとワークにゅーす

HOT WORK NEWS Vol.42

発行：吹田市 地域経済振興室



従業員数100人以下の事業主のみなさまへ

## 法律改正によりパート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります。

### 新たな加入対象者

新たな加入対象者は、下記の項目の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- check 週の所定労働時間が20時間以上
- check 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- check 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。

### 社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険(厚生年金保険・健康保険)に加入することにより、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

#### 年金

老後・障害・死亡の保障がさらに充実!

- 1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

#### 医療保険

あんしんの医療保険がもっと充実!

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

## 支援制度のご案内



### キャリアアップ助成金 ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 正社員化コース

申請は  
都道府県労働局 ハローワーク  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



### 専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。



詳しくは  
適用拡大特設サイト  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



# 障がい者の法定雇用率の引き上げについて

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。令和6年4月から下記の表のとおり障がい者の法定雇用率が引き上げられますので、お知らせいたします。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

## ▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

## ▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## Q&A

### Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



### Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

詳しくは、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークの各ホームページをご覧ください。